

山林の伐採・譲渡に係る特例《所得税》

～山林所得の概算経費控除、森林計画特別控除、分離5分5乗課税方式～

1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林(立木)を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

※ 山林を取得してから5年以内に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。
なお、山林を土地とともに譲渡した場合は、山林の部分は山林所得、土地の部分については譲渡所得となります。

2 山林所得の課税対象

次のような場合にも山林所得の課税の対象となります。

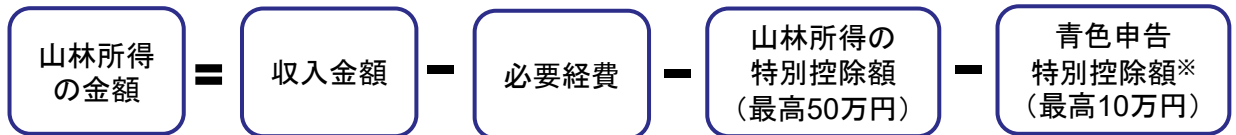
- ・ 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合
- ・ 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合
- ・ 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合
- ・ 経営管理実施権の設定を受けた林業経営者(経営管理権の設定を受けた市町村)が山林を伐採し、木材の販売収益が発生した場合にも、森林所有者の山林所得として課税されます。

※ 上記のほか、山林所得が課税される特殊な場合や課税されない山林所得がありますので、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

3 山林所得の金額の計算方法における特例

(1) 山林所得の計算方法

山林所得の金額は次の算式で計算します。



※:青色申告者の場合

(2) 山林所得の計算方法における特例及び特別控除

① 概算経費控除方式による必要経費の計算

山林所得の収入金額から控除される必要経費を計算する場合に、譲渡した山林に要した伐採費などの費用を差し引いた収入金額から概算経费率50%を控除した金額を必要経費とすることができます。

注: 概算経費控除方式は、伐採又は譲渡した年の15年前の年の12月31日以前から引き続き所有していた山林に限り適用されます。

② 森林計画特別控除

森林経営計画に基づいて伐採又は譲渡した場合には、収入金額の20%等を収入金額から控除することができます。

注: 立木販売収入が2,000万円を超える部分の控除率は10%となります。詳しくは「山林所得に係る森林計画特別控除」をご覧ください。

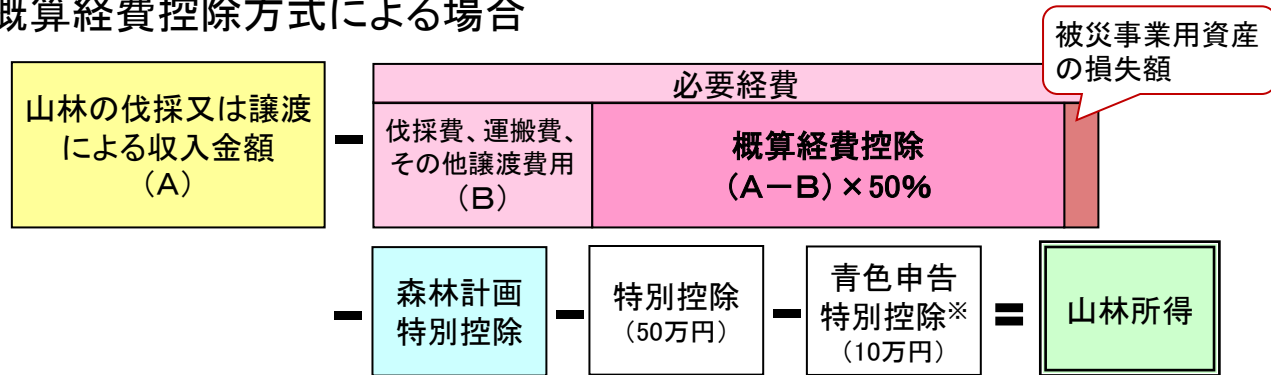
4 山林所得に対する所得税額の計算

山林所得に対する税額は、他の所得と合算せず、山林所得金額の5分の1相当額に所得税率を乗じた額を5倍する、分離5分5乗課税方式により計算します。

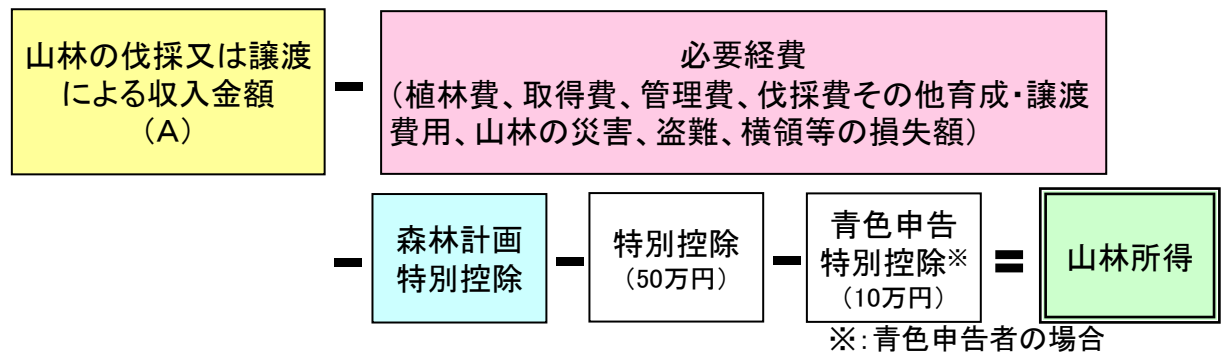
このことにより、超過累進税率が緩和されます。(詳しくは図2を参照ください。)

【図1:山林所得の仕組み】

○概算経費控除方式による場合



○原価計算による一般方式による場合



【図2:分離5分5乗課税方式の効果】

分離5分5乗課税方式の計算式は、次のとおりとなります。

山林所得に対する所得税額 = 山林所得金額 × 1/5 × 所得税率 × 5

例: 山林所得が500万円の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税所得 } 500\text{万円} \times 1/5 \times \text{所得税率 } 5\% \times 5 \\ = \underline{25\text{万円(納税額)}} \end{array} \right)$$

※山林所得によらない所得が500万円の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税所得 } 500\text{万円} \times \underline{20\%} - 42.75\text{万円注} \\ = \underline{57.25\text{万円(納税額)}} \end{array} \right)$$

注: 計算式にある「20%-42.75万円」は所得税額速表による算式

お問い合わせ先

林野庁企画課税制班

(代表) 03-3502-8111 (内線6064)

(ダイヤルイン) 03-3502-8037